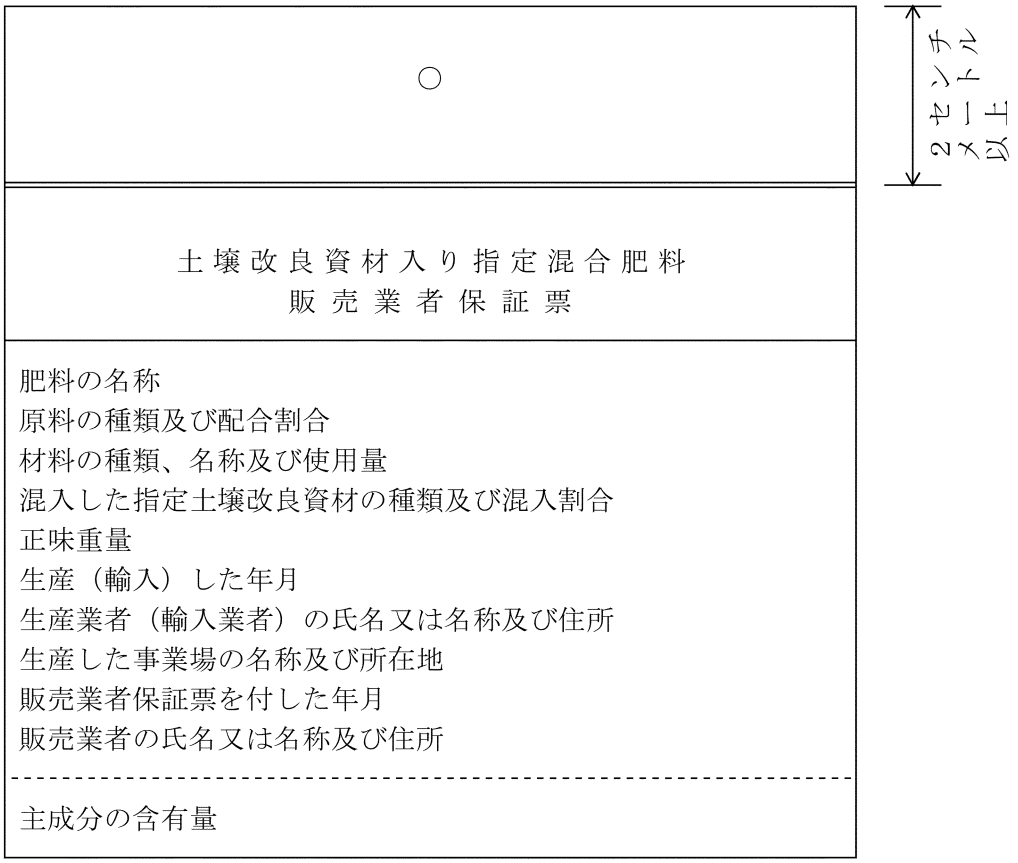
（ト）第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合



備考

１　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで及び第９号の規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。

２　生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

３　荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

４　主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。